

第93回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年2月25日(火) 午後1時30分から午後2時35分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第3会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林隆	欠席		
3	森下光春	出席	○	
4	大西正紀	出席	○	
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	出席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	欠席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	欠席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田摩仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	畑地転換届について
議案第6号	相続税等納税猶予適格者証明について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第43条第1項の規定による届出の専決について
報告第4号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第5号	合意による解約等の通知について

(令和7年2月25日 午後1時30分)

議長 定刻となりましたので、只今から、第93回総会を開催致します。

【 議長挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中16名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

なお、橋本静枝委員、吉田勝博委員、小林隆委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を森下光春委員と大西正紀委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いたします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P3）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が2件、非農地確認の申請が9件提出されております。

まず、農地確認です。

1番です。

広畑区蒲田二丁目の田□□□□につきて、「□□□□□□□□□5条受理を受けたが計画が変更になり引き続き農地として利用している」との申請です。現況は「畑」となっております。

2番です。

四郷町坂元の田4筆□□□□□□につきて、「□□□□□□□□□4条受理を受けたが、転用事業が終了し、農地復元して、現在農地として利用している」との申請です。現況は「田」となっております。

どちらの案件も、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。中南部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

次に、非農地確認です。

まず1番です。

的形町的形の畑□□□□につきまして、「平成11年以前より、建物が建築されている」との申請です。

2番です。

的形町的形の畑□□□□につきまして、「平成16年以前より、竹林となっている」との申請です。

3番です。

書写の田、畑3筆□□□□□□□□につきまして、「□□□□□は昭和60年より倉庫として利用している。□□□□□は昭和60年より倉庫及び平成13年より店舗として利用している。□□□□□は昭和55年より小屋として利用している」との申請です。

4番です。

実法寺の田の一部□□□□につきまして、「平成16年以前より進入路となっている」との申請です。

5番です。

安富町塩野の田□□□□につきまして、「平成12年より駐車場として利用している」との申請です。

6番です。

船津町の田□□□□につきまして、「昭和43年に倉庫を建て、現在は露天駐車場、庭として利用されている」との申請です。

7番です。

山田町多田の田□□□□につきまして、「平成12年以前より、露天駐車場及び庭として利用している」との申請です。

8番です。

別所町北宿の畑2筆□□□□□□につきまして、「平成11年以前より竹林となっている」との申請です。

9番です。

豊富町豊富の田□□□□につきまして、「平成12年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

委 員

3番や4番は一部の非農地確認だが、1筆の一部の非農地確認はこれまでは認めていなかったと思うが、これも認めるのか。

事 務 局

法務局で地目変更を行うための非農地確認については、1筆の一部の非農地確認は意味がないものになるためこれを行っておりません。しかし、3番と4番につきましては、議案第2号にあるとおり3条許可申請の受人の耕作農地にかかるもので、通常であれば全部耕作要件の審査上転用申請と同時の取扱いをしますが、非農地化した経緯を確認したところ、20年以上前から非農地状態であることが判明したため、このような取り扱いとなったものです。

議 長

ほかに、なにかございますか。

地野菜、果樹」となっております。

20番です。

安富町塩野の田3筆□□□□□□につきまして、安富町塩野の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

21番です。

安富町狭戸の田3筆□□□□□□につきまして、安富町狭戸の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

22番です。

船津町の田2筆□□□□□□につきまして、船津町の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

23番です。

船津町の田□□□□□につきまして、船津町の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

24番です。

船津町の田□□□□□□につきまして、船津町の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

25番です。

船津町の田□□□□□につきまして、城北新町の□□□□□□が、□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「さつまいも、大根」となっております。

26番です。

香寺町土師の田□□□□□につきまして、香寺町土師の□□□□□□が、□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

27番と28番です。

香寺町相坂の□□□□□□が、香寺町相坂の田2筆□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

29番です。

香寺町田野の田□□□□□につきまして、仁豊野の□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

30番です。

飾東町佐良和の田□□□□□につきまして、飾東町佐良和の□□□□□□□□が、□□□□□□□から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

31番です。

花田町小川の田□□□□□□につきまして、花田町小川の□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

32番です。

えております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

委 員

この営農型太陽光発電設備とは、どのようなものか。

事 務 局

参考資料に事業計画図を添付しておりますが、4メートル超の支柱の上に太陽光パネル20枚を並べており、これが太陽を追尾して角度を変えて回転します。パネルの下部から地面までは2.5メートルあるため、パネル下部での営農の邪魔になりにくい構造となっています。これが4基、水田の中に設置されており、この支柱面積部分だけ転用許可が必要となっています。

事務局長

姫路市が、フジプレミアムからの要請を受けて、営農型太陽光発電の実証と、フジプレミアムからは追尾型、支柱上の太陽光発電パネルが自動で太陽の方角を追尾し向きと角度を調整し発電効果を高めるもので、これで農作物への影の影響と発電量の確保への影響を調べようという共同研究事業を行うこととなった経緯があります。農地への太陽型発電設備の設置が農作業や収穫量に及ぼす影響などについて、調査を行い、農業と発電事業の両立の可能性を検証するものとなっています。

委 員

検証は進んでいるのか。

事務局長

農業への影響は、市農政総務課が行っています。太陽光発電設備の検証は、フジプレミアムが行っており、設備の修理など保守点検を担っています。

委 員

誰が耕作をしているのですか。

委 員

□□□□□が行っています。水稻を作付しています。

議 長

ほかに、なにかございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手をいただきましたので、4条につきましては許可相当、則29条につきましては確認といたします。
それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P10)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、4件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

1番2番が都市計画区域外の場合、3番4番が調整区域の場合となっております。「代替地の有無」につきましては「他に事業目的に適した代替地はない」と

議 長	有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、確認いたします。 次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第3号（P17）を説明する。 〔農地法第43条第1項の規定による届出の専決について〕 調整区域内農地の農地法第43条第1項の規定による届出案件について、1件の届出がございました。 調整区域の飾東町塩崎の田□□□□について、「農作物栽培高度化施設」にするとの届出です。 農作物栽培高度化施設は、水耕栽培や温度・湿度管理、収穫用ロボットの導入等の必要により、農業用ハウス等の底面を全面コンクリートにする場合には、あらかじめ農業委員会に届出をすれば、農地転用許可が不要となる仕組みで、固定資産税は農地課税のままの取り扱いとなります。今回届出の施設は、令和3年に届出があり設置された農作物栽培高度化施設で、これを、先月3条許可を受けた新たな土地所有者が、引き続き使用するとの内容となっております。 法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、会長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議 長	有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、確認いたします。 次に、報告第4号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第4号（P17～P23）を説明する。 〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、1月10日から2月6日の間に受け付けたもの36件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議 長	有り難うございます。何かご質問等ございませんか。
委 員	17番の案件は地目が「宅地」となっていますが、転用手続きが必要なんですか。
事 務 局	農地法は「現況主義」を採用しており、登記地目に関わらず、実際に農地として利用していれば農地法上の農地となります。当該地は現況農地として農家台帳にも登載されており、今回申請人から転用したいとの届出書の提出があったことから、これを受理したものです。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。

議 長 ないようですので、確認とすることをお願いします。
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号（P23～P25）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が10件、使用貸借契約の解約の通知が4件ございました。このうち、中間管理事業に該当するものは1件です。
賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 ないようですね。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各 委 員 ……。

議 長 ないようですね。
では、私の方から、1件、皆さんにお願いしたいことがあります。
テレビの報道などでもご存じのように、野焼きによります火事が、全国各地で発生しております。道路沿いあるいは遊休農地の枯れ草などから火が出て、大きな火事になっているというニュースを見ます。消防局によりますと、市内の枯草焼却に起因する火災が、最近7件ほど発生しているうちの5件が農地から出ているものとのことです。
どうか、地域、地元の農家の方に、野焼き等への対策あるいは活動についての啓発、注意を、委員の皆様の方から、よろしく願いいたします。
ほかに、事務局から、なにかありますか。

事 務 局 農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りの開始についての農区総代宛て通知について、地区協議会で今年度分から実施することをお知らせしましたが、本日発送しましたので、報告いたします。以上です。

議 長 それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時35分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

森 下 光 春

(署名委員)

大 西 正 紀
